直原市子育で交換センターの利用について

(お頭(1)

- ① 入口での検温にご協力ください。
- ② 入退出時に手指の消毒をお願いします。
- ③ おむつはお持ち帰りいただきますようお願いします。
- ④ 定期的に換気を行います。
- ⑤ 遊具・施設の消毒については、その都度利用に応じて 行います。
- ⑥ 新型コロナウイルスに感染が判明した場合の利用停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

問い合わせ先: 児童福祉課 あんしん支援係 0824-73-0051

発行日:令和5年5月10日

